

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階6-6、6-7会議室

○議事日程

令和2年11月6日（金曜日）午前10時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 関市農業委員会が定める別段の面積について
- (3) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 事業計画変更に対する意見について
- (7) 議案第6号 農用地利用集積計画の承認について
- (8) 議案第7号 農地改良許可申請の承認について
- (9) 議案第8号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- (10) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

○出席委員（19名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君
10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君	12番 青山 雅紀 君
13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君	15番 西部 徹 君
16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君	18番 日置 香 君
19番 田下 喜代 君		

○欠席委員（0名）

○委員以外の出席者

産業経済部長	武藤 好人 君	農業委員会事務局長	長屋 隆司 君
農業委員会事務局課長補佐	小石 隆之 君	農業委員会事務局係長	小森 康司 君
農林課課長補佐	河村 一成 君		

午前10時30分 開会

○事務局課長補佐（小石隆之君）定刻となりましたので、農業委員会を始めさせていただきます。
○事務局課長補佐（小石隆之君）本日の欠席委員のご報告をさせていただきます。本日は委員さん全員出席と言う事ですので、ご報告をさせていただきます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員全員の出席により総会は成立しています。

○議長（野村茂君）次に、議事録署名委員の指名を行います。9番 山田委員、10番 八代委員のお二人をお願いします。

○議長（野村茂君）これより議案の審議に入ります。

○議長（野村茂君）議案第1号 関市農業委員会が定める別段の面積について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第1号 関市農業委員会が定める別段の面積について議案は1ページになります。農地法第3条第2項第5号の規定により、農地又は採草放牧地の権利移転の制限に関し関市農業委員会が定める別段の面積を、農地法施行規則第17条第2項で定める基準に従い、次のとおり定めてよろしいか意見を求めます。

区域の指定は、農業委員会が指定した関市空き家バンクに登録された空き家の付随する農地とし、下限面積を、0.1aと設定します。

また、施行日につきましては、事務要綱を整備し、制度の開始に向け準備後、告示をします。そのため、告示日を施行日とします。ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。10月の総会の折に今回出させていただきますので、内容につきましては精査いただきますと言う事で、議題に上げさせていただきます。それではこれより質疑を行います。議案第1号について質疑のある方はございませんか。挙手にて発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案1号について、原案のとおり、決定することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第1号の関市農業委員会が定める別段の面積については原案のとおりを決定いたします。

○議長（野村茂君）議案第2号 農地法第3条の規定による許可申について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。議案は2ページからになります。

1番の案件 位置図は1ページになります。申請地は、鮎之瀬橋の南250mほどに位置する農振農用地区域内の畑、1,487㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業規模の拡大をすると言うもの。譲渡人は高齢であることから、農地の維持・管理が困難になっており、譲受人の要望に叶えると言うものです。

2番の案件 位置図は2ページになります。申請地は、長良川鉄道 関市役所前駅の北西430mほどに位置する農振農用地区域外の田、621㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農地の集約の為、農地を譲り受けたいと言うもの。譲渡人は農地の交換をするため、譲り渡すと言うものです。

3番の案件 位置図は3ページになります。申請地は、関市役所 西部支所の北310mほどに位置する農振農用地区域内の田、562㎡。申請の目的は所有権移転です。譲受人は農業耕作の拡大をし、耕作の効率化を図ると言うもの。譲渡人は高齢により、自ら農業経営を行うことができなくなってきたため、売り渡すと言うものです。

4番の案件 議案は3ページ、位置図は4ページからになります。申請地は中濃消防組合 洞戸出張所の北東560mほどに位置する農振農用地区域内の登記地目、田。現況地目、畑。1,450㎡の内616.15㎡。申請の目的は区分地上権の設定です。権利設定者は申請地に営農型太陽

光パネルを設置するため、パネル部分の地上権の権利を設定するというもの。土地所有者は権利設定者の要望に応えると言うものです。

○事務局課長補佐（小石隆之君）すべての案件について、10月13日に現地を確認した結果、農地性ありと確認しています。以上、所有権の移転に関するもの3件につきまして、地上権設定に関するもの1件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第2号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）これより質疑を行います。議案第2号について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、議案第2号について採決します。議案2号について、原案のとおり許可することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第2号の4件を、許可することとします。

○議長（野村茂君）続きまして、議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。議案は4ページからになります。

1番の案件 位置図は5ページになります。申請地は東田原公民館の北510mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地。322㎡。農地の区分は概ね10ha以上の一団の農地区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は農業用倉庫と一般個人住宅 庭です。申請人は農業用倉庫及び一般個人住宅の庭として整備し、一体利用地として利用したいというものです。10月13日に現地確認をしたところ、昭和61年頃からすでに宅地となっており、始末書が添付されています。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。既存施設の2分の1以内の拡張であるため、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

2番の案件 位置図は6ページになります。申請地は関市小野構造改善センターの西100mほどに位置する畑、115㎡。農地の区分は特定土地改良事業等施工区域内の農地のため、第1種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。申請人は現在アパートに住んでいるが、家族が増えたため、住宅を建築したいというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は第1種農地であるため、原則不許可であります。隣接する土地と一体利用として、同一の事業の目的に供する場合で、当該事業の目的を達成するうえで、申請地を供することが必要であると求められるものであり、また、第一種農地の割合が全体面積の3分の1を超えないため、農地転用の制限の例外基準をみたくものと考えます。

3番の案件 位置図は7ページになります。申請地は池尻区公民館の北350mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地。122㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、一般個人住宅です。申請人は自己住宅が狭くなり、自宅を増築するというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、昭和52年に宅地としてすでに利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 議案は5ページ、位置図は8ページになります。申請地は戸田転作促進技術研修センターの北西120mほどに位置する畑、60㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は貸駐車場です。申請人は高齢で農地の管理ができないため、申請地近くの法人に駐車場として貸すというものです。10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りと確認しています。申請地は、第2種農地

であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は9ページになります。申請地は武儀生涯学習センターの東600mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地2筆、245㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的はガソリンスタンド物置です。申請人は以前ガソリンスタンドを経営しており、ドラム缶などを保管する物置を設置するというもの。

10月13日に現地確認をしたところ、昭和54年頃からすでに宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は10ページになります。申請地は武儀生涯学習センターの南100mほどに位置する登記地目、畑。現況地目、宅地。128㎡。登記地目、田。現況地目、宅地。120㎡。2筆、合計248㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅 倉庫です。申請人は一般個人住宅と倉庫を建築するというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、平成10年にすでに宅地として利用しており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 議案は6ページ、位置図は11ページになります。申請地は多良木公園の西760mほどに位置する畑、2筆954㎡。農地の区分は中山間地域等の未整備の小規模農地等であるため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。申請人は現在、栗畑となっているが、山林に囲まれて日当たりが悪く収穫が少ないため、シイタケ栽培をするための原木用のミズナラを植林したいというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性有りを確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、7件について、ご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第3号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第3号について質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第3号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに、異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第3号の7件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

○事務局課長補佐（小石隆之君）農地法第5条の規定により下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。議案は7ページからになります。

1番の案件 位置図は12ページになります。申請地は長良川鉄道 関富岡駅の南150mほど位置する田、998㎡。農地の区分は用途地域の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は、貸事務所です。譲受人は申請地を買い受けて事務所を建築し、法人に貸すというもの。譲渡人は会社勤めにより耕作が困難なため、譲受人の要望によるものです。隣地承諾書が添付されています。

10月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむを得ないと判断します。

2番の案件 位置図は13ページになります。申請地は長良川鉄道 関富岡駅の南東170mほど位置する田、2筆408㎡。農地の区分は長良川鉄道 関富岡駅から300m以内の農地であるため、第3種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は現在マンションに住んでいるが、独立して自分の家をもちたいため、申請地を購入し、自己住宅を建築するというもの。譲渡人は住所が遠方で多忙のため、農業経営が困難であることから、譲り渡すというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 議案は8ページ、位置図は14ページになります。申請地は新富津橋の西330mほどに位置する田、481㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。譲受人は家族が増えたため、住宅を建築したいというもの。譲渡人は営農が困難なため、譲受人に応えるというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は15ページになります。申請地は長良川鉄道 下有知駅の北北東720mほどに位置する登記地目、田。現況地目、山林409㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、植林です。譲受人は山林の間伐や造林事業を行う法人であり、申請地に植林をするというもの。譲渡人は、譲受人の要望に応えるというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、既に山林化されており、始末書が添付されています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 議案は8ページから9ページ、位置図は16ページになります。申請地は長良川鉄道 関市役所前駅の北北西470mほどに位置する田、5筆2,692㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的はプラスチック製品製造販売業工場です。譲受人は全国に工場を持っているが、製品の注文が増えてきたため、新たに工場を建てるために、申請地を購入したいというものです。譲渡人は農業経営の跡継ぎがないため、譲受人の要望に応えるというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、田で農地性有り確認しています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。なお、本案件は1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議の承認が必要であります。

6番の案件 位置図は17ページになります。申請地は十三塚公民センターの西30mほどに位置する田、534㎡。農地の区分は用途地域にある農地のため、第3種農地と判断します。転用の目的は美容院駐車場です。賃借人は隣地で美容室を経営しており、駐車場が狭くなってきたことから、申請地を駐車場として利用したいというものです。賃貸人は賃借人の申し出により貸すというものです。隣地承諾書が添付されています。

10月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認をしています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 議案は10ページ、位置図は18ページになります。申請地は池尻区公民館の北350mほどに位置する畑、102㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅です。借受人は現在アパートに住んでいるが、住居が手狭になってきたことから、申請地を借り、自己住宅を建てるというもの。貸付人は借入人である子供に土地を貸すというものです。隣地承諾書が添付されています。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がない

ため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 議案は10ページ、位置図は19ページになります。申請地は関市役所 西部支所の南150mほどに位置する畑、292㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅 駐車場です。譲受人は隣接する土地、及び建物を購入し、申請地は駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、周辺が宅地化され、農地を管理することが困難になってきたことから、譲り渡すというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。この案件につきましては、事変1番の案件と同時案件です。

9番の案件 位置図は20ページになります。申請地は小屋名公民センターの北200mほどに位置する畑、2筆912㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は、建設業資材置場です。賃借人は下呂市に本社がある建設業を営む法人であるが、申請地周辺地域の建設工事が多くなってきたため、資材置場として利用したいというもの。賃借人は賃借人の要望に応えるというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 議案は11ページ、位置図は21ページになります。申請地は中濃消防組合 洞戸出張所の北東560mほどに位置する登記地目、田。現況地目、畑1, 450㎡の内0.33㎡。農地の区分は農業振興地域内の農地です。転用の目的は営農型太陽光発電施設の一時転用です。転用期間は3年です。賃借人は営農型太陽光発電施設を設置したいというもの。賃借人は賃借人の要望に応えるというものです。隣地承諾書が添付されています。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認をしています。申請地は農振農用地であります。一時転用後、農地に復元されることから、転用はやむを得ないものと判断します。3条4番と同時許可案件と同時案件です。

11番の案件 位置図は22ページになります。申請地は関市役所 洞戸事務所の北西360mほどに位置する畑、2筆1,069㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は太陽光発電施設です。譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、申請地を買い受け、太陽光発電施設を設置するというものです。譲渡人は営農が困難であるため、譲り渡すというものです。隣地承諾書が添付されています。10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。また、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指図書に基づく開発協議の承認が必要であり、関市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例に基づく届け出の対象になります。

12番の案件 議案は12ページ、位置図は23ページになります。申請地は関市役所 武芸川事務所の南東560mほどに位置する畑、2筆328㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は貸家です。譲受人は、不動産業や建設業を営んでおり、賃貸借をするための住宅を建築したいというものです。譲渡人は、相続により取得したが、住所が遠方にあるため、農地の管理が困難なことから、譲り渡すというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。事変の2番の案件と同時案件です。

13番の案件 位置図は24ページになります。申請地は武芸川民族資料館の南西430mほどに位置する田、2筆457㎡。農地の区分は住宅、事業施設等に連担する10ha未満の農地の区域内にある農地のため、第2種農地と判断します。転用の目的は一般個人住宅 庭 駐車場です。

譲受人は自家用車の乗り入れするための土地や庭としての土地も現在狭く、申請地を譲り受け、住宅の敷地を拡張したいというもの。譲渡人は高齢により、耕作及び農地の管理が難しいため、譲り渡すというものです。

10月13日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しております。申請地は、第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむ得ないものと判断します。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、所有権移転に関するもの9件、使用貸借権設定に関するもの1件、賃貸借件設定に関するもの3件、合計13件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）小石さん、10番の案件について特殊な案件になるので説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）10番の案件につきましては、営農型太陽光を作られる関係でして、通常の恒久的な太陽光発電施設は基本的に農振農用地とか、大きな何十haと言う所ですと、基本的に太陽光発電施設は出来ないのですけれども、営農型太陽光と言って、農地のいわゆる下の部分は作物の作付けをして、上の部分で太陽光発電をして電気を得ると言う事になります。関市の場合、最近ちよくちよく出てきまして、その下に植える作物は色々ありまして、水稻の場合もありますし、他の作物を作られるように届出を出される業者さんも見えます。今回洞戸で出てきた案件につきましては、サカキを植えて、それを収穫して営農型太陽光発電と言う事で農地と両方使いたいと言う申請です。

3条4番の案件の区分地上権の設定と言うのは、土地の上の空中の所について、サカキの場合、伸びてくるので、太陽光で発電するのに影響が出てきた場合に、その部分だけはパネル会社が権利を設定する、いわゆるその部分だけをパネル会社の方に認めると言う権利の設定です。

○事務局係長（小森康司君）本来、土地の権利というのは全部、土地の所有者の権利になるので作物が上に伸びていこうが、その人の所有になるのですが、営農型と言うのは柱を建てて網目みたいにして、上にパネルをおくので、そうすると下を農地として使えるのでやっていいのですけれども、それがずっと伸びてきて、パネルまでも浸食したり、電気線にさわってしまって太陽光が発電出来ないと言う事になると、パネルの業者としては困ってしまうので、そのパネルの部分の地上権だけをお金を払って買いますと言う事です。それが先ほどの3条の地上権の設定になります。それをやらないと下の営農者と上の人とお互いもめる事になるので、それを認めれば下で作物をやっている人が気を付けるので、権利を貸しているのでパネルにかからないように作物をつくりましょうねと言う事です。営農型太陽光と言う制度ができてから増えてきています。普通、高さは3メートルとか、作業されるので柵も高いですし、引っかかる事はないのですが、サカキとか日陰に育つ作物を本来は作られます。日照不足がと言われますと、当たり前の話になってきますので、そのようなところでもめないように、日陰になりますと言う権利を太陽光の会社で賃貸借と言うように3条で買われて、実際に発電もされます。私たちも最近の話で頭を抱えながらやっております。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。議案第4号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）無いようですので、これより質疑を行います。議案第4号について質疑のある方はございませんか。

○10番（八代治郎君）許可をするときに、太陽光を上に乗って、作物を下に作ると、地目は何に代わるのですか。

○事務局係長（小森康司君）地目は変わらないので、田んぼであれば、田。畑であれば、畑になります。ただ、柱を建てると言う事は小さいパイプを立てますので、その部分だけは畑や田でないで、5条で柱の直径の面積を全て足したもので農地転用が必要です。この部分だけは農地ではないと言う事になります。それ以外の面積は登記上変わらないです。分筆もしないです。ですから、残地は農地で地目は変わらないです。

○10番（八代治郎君）すでに許可がでて、やって見えるかたもいるのですか。

○事務局係長（小森康司君）5か所目になります。

○10番（八代治郎君）僕は許可を取るために、下は畑のまま、上を貸しているのですが、普通だと、畑にソーラーは建てられないのでしょうか

○事務局係長（小森康司君）通常の大きなパネルで、皆さんがよく見られるようなソーラーパネルは建てられないです。建てられないので、下で農業をやって、農業収入プラス太陽光と言う自然エネルギーの収入を得ることで、農家さんがハウスの上にパネルをつけて、自分の所の消費電力を少しでも賄うよう、上手に組み合わせて安定した収入と農作物と二本立てできますよと言う事ですが、業者さんは太陽光だけ欲しいので、下は返納されてと言う事でやられますけれども、実際、自分でやられると言う方も見えます。

○10番（八代治郎君）畑のままで持っているよりはいい話ですが、ソーラーを建てる為に、宅地に変更しなければいけないのだけれども、畑のままやった方が楽に審査が通ると聞いたのですが。

○事務局係長（小森康司君）それはいいです。逆に、水稲なら水稲、野菜ならニンジンや大根なんでもいいのですが、年に一回、必ずその土地で収穫した収穫高を県に報告する必要があります。それが、地域の平均の反収に対する8割を超えるだけの収穫が無いと、影響が大きすぎて、営農に支障が出るので、次の更新の時に、今回は3年ですけれども、3年目にまた更新と出してきた時に、その当たりの改善計画も必要になります。なので、色々とハードルが上がってきますので、やればいいと言うものではなく、ちゃんと収穫できるもので、収穫できる計画で、営農計画も太陽光と言いながら、この中では営農計画も付けて県が審査しますので、3条と5条を合わせたようなものが営農型になります。そのような依頼があるかもしれませんが、今年に入って、1件。春先にありましたし、今回と年に2・3回あります。

○事務局課長補佐（小石隆之君）営農型の下にする作物と言うのは、色々な事を考えて、色々なものを作ると言うのが出てくるのですが、この地域であまりやっていない作物が年間どれだけ取れるのかと言うのが、非常に難しい所があって、営農型太陽光施設の申請があった場合には、県の農業会議で県庁の職員と県の農業会議とかで中身を再チェックして、これならいいだろうと言う事で、県で検討会議を開くので太陽光だけをやりたいがメインで出されると、多分ダメになるので、ハードルが高いと思います。

○議長（野村茂君）八代委員よろしいでしょうか。

○10番（八代治郎君）はい。

○議長（野村茂君）他に質疑のある方はございませんか。

○議長（野村茂君）安田委員。

○1番（安田美雄君）5番の案件ですが、地図は16ページになります。図面だけ見ますと、進入路が見当たらないのか、水路だけがあるように見えますけれども、これだけの大きな工場ですと、かなりの自動車が入り出す出入り口、進入路が必要になるかと思えますし、これは工場用地としてわかりませんが、工場用地として先方取得したのかと言う事になりますと、後日変更が出てくることになるかと思えますけれども、そのあたりは隣接した農地には進入路を作る為の影響はないと言う事でしょうか。

農地法と関係が無いかもしれませんが、これだけの大きな工場を作るとやっぱり、進入路と言うのが必要になるかと思えますけれども。

○議長（野村茂君）事務局お願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）東側の所から入り出す形で、土地の利用計画図はなっております、多分、ここの上の部分にふたをするのかと思えます。

○事務局係長（小森康司君）道は車1台が走れます。申請地になりますと、水路が入っています。土地利用計画図を見ますと、水路にはふたをするような形で自動車の出入りが出来るような計画になっております。

○議長（野村茂君）他に質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第4号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第4号の13件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することとします。

○議長（野村茂君）続きまして、議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第5号 事業計画変更申請に対する意見について農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。議案は13ページになります。

1番の案件 位置図は25ページになります。申請地は関市役所 西部支所の南150mほどに位置する畑、292㎡。変更内容は、事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成14年7月17日に5条許可を受けて車庫、物置を建築する予定でありましたが、当初事業計画書が死亡し、相続人も経済事情から、事業が遂行できないでいたところ、承継人である申請者が一般個人住宅の駐車場として利用したいというものです。5条8番の案件と同時許可案件です。

2番の案件 位置図は26ページになります。申請地は関市役所 武芸川事務所の南東560mほどに位置する畑、2筆328㎡。変更内容は事業計画者と転用目的の変更です。当初事業計画者は、平成元年5月31日に、5条許可を受けて一般個人住宅を建築する計画で許可を得ましたが、計画面や資金面の関係で計画がとん挫しました。そこで承継者が譲り受け、貸家として利用したいというものです。5条12番の案件と同時許可案件です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、2件について審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、議案第5号について補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（ 挙手なし ）

○議長（野村茂君）これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決します。議案第5号について原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、議案第5号の2件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。次に、議案第6号農用地利用集積計画の承認について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第6号 農用地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案は14ページ、15ページになります。賃貸借権設定に関するものについて新規が2筆、3,076㎡。更新が4筆、3,952㎡。使用貸借権設定に関するものについて新規が4筆、5,150㎡です。地区は武芸川町谷口、宇多院、千疋、植野、東田原の5地区です。権利の設定を受ける者は、むげがわ農産他でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（ 「なし」の声あり ）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第6号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）議案第6号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することとします。

○議長（野村茂君）続きまして議案第7号 農地改良許可申請について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第7号 農地改良許可申請の承認について

農地改良指導要綱の規定により、下記の農地の申請がありましたので審議を求めます。議案は15

ページになります。

1 番の案件 位置図は 27 ページになります。申請地は富野小学校の北西 300 m ほどに位置する農振農用地区域内にある田、2 筆 2, 190 m²。申請地は畦畔の段差があり、傾斜がある田であり、農業の効率化を図るため、上段にある田の耕土を下段の田へ移し、耕作面を均一にするというものです。作物は引き続き水稻を作付けします。また、改良する期間は 1 年間を計画しております。

10 月 13 日に現地確認をしたところ、田で農地性有りと確認しています。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上 1 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。補足説明のある委員さんはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）これより質疑を行います。議案第 7 号について質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第 7 号について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）議案第 7 号の農地改良許可申請について、許可することといたします。

○議長（野村茂君）続きまして議案第 8 号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

○事務局課長補佐（小石隆之君）議案第 8 号 関農業振興地域整備計画の変更に係る意見について 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 の規定に基づき、令和 2 年 10 月 15 日付け農第 306 号の 1 により、関市長から協議を求められたので意見を求めます。

これにつきましては、農振農用地、いわゆる土地改良を行ったところが主になっておるのですが、そこの土地について、1 年に 1 回ですが、除外、いわゆる網を外してそこに工場を建てたり、家を建てたり色々な事をするため、農振農用地の区域から外したいと言う事を市に土地の所有者から出されます。それについて、農業委員会からもそういった土地を実際、外しても問題が無いかな等について、協議をしていただくと言うものです。内容につきましては、農林課の方にそういった農地を転用したい、いわゆる除外をしたいと言う事で書類を出されておりますので、資料としては皆様の方にお配りしてある農地がその申請農地となっておりますが、内容につきましては、担当である農林課、河村から、説明等させていただきまして、ご協議をお願いしたいと思います。

○議長（野村茂君）資料は、別冊の資料となっております。議案ではない別冊の資料でお願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）事務局、担当の河村です。よろしく申し上げます。それでは関農業振興地域整備計画の変更ですが、10 ha 以上の農地集団や土地改良をされた土地などを守るべき農地として市の計画に農用地として記載し、農地法とは別に保護していますが、本年度申請された、農用地からの除外、用途区分変更等について、農業委員会の視点、つまり農地法の視点からご意見をいただければと思います。

農振除外は農用地である土地を別の事業に使用するとして、農用地から外すものです。農振法の除外が可能な案件かどうかの基準としては、

1. その事業がその場所でしか実施できなくて、すぐに行う必要があるか
2. 周辺の他の農地と一体的に利用しようとした際に邪魔になる位置にないか
3. 地域の農業の担い手の方の農地集積に影響がないか
4. 農業用水等に影響がないか
5. 土地改良事業の効果が十分発揮された後か

といった確認を農振協議会等で行いますが、農振的には問題がなくても、あきらかに農地転用ができないものであれば、事業ができない意味のない除外となるため、この農業委員会では、今ある情報から農地転用の見込みがあるかどうかをご判断いただければと思います。農転の見込みがない、除外後の手続きができない事業は、除外も行わないという判断になります。除外された後には改めて農地転用の手続きが必要ですので、この場で農地転用の見込みがあると判断したものであっても、除外後に行われる農地転用手続きの中で資金証明が出せないなどで転用を認めないといったことは十分にありえます。その他、開発協議が整わない、重要な遺跡が出てきた、他の法令の許可が出な

いなど、事業の実施ができない場合は、その時点で、編入の手続きが行われることとなります。

用途区分変更についてですが、農振整備計画では農用地等の使用方法を田畑・果樹園等として使用する『農地』。農業用倉庫や出荷選別施設などの『農業用施設用地』。放牧などに使う『採草放牧地』『混木林地(林のようになっている放牧地)』の4つのなかから1つ指定しています。この『用途区分』についても各人が自由に変更できず、農振計画の変更が必要で、この手続きが用途区分変更です。

今年度につきましては、編入2件、除外32件、用途区分変更2件、計36件の申請があり、大変件数が多いので、ある程度まとめて審議をお願いしたいと思います

旧関市の東側地区の富岡地区から除外申請1件、田原地区から編入申請1件、除外申請が1件出ておりますので一括して説明いたします。本年度は富野地区からの除外の申請はありません。

富岡地区 整理番号A2-1 所在地・申請者等は3ページ、位置図は4、5ページです。この案件ですが、農地法的に問題がある案件でございます。関連合刃物協同組合の工業団地の少し東の生駒鍍金工業(株)の東側の農地、2,200㎡です。貸駐車場としての除外申請が出ております。農地の区分は10ha以上の農地集団で1種農地に該当するかと思います。農転の許可基準としては、1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、市街地に設置することが困難又は不適當な施設、特別な立地条件を必要とする事業、隣接する土地と同一事業の目的に供するための農地転用、公益性が高いと認められる事業等に貸駐車場は該当しないため、農地転用の見込みがないと考えられます。また、県営農村振興総合整備事業 肥田瀬用水頭首工の事業がH26から実施中の為、5号の要件の土地改良事業の効果が十分発揮された後か、これは土地改良事業が終了してから8年経過後と言う事になるのですけれども、そちらについても該当しないため、1号要件と5号要件に該当しないと言うため、農振除外が出来ない案件と考えます。

田原地区 整理番号A3-1 編入です。所在地・申請者等は7ページ、位置図は9、10ページです。西田原集落の北端の農地で、亡杉山善進様の土地です。除外した事業が頓挫したための編入で、現状、農地性があるため編入可能と考えます。

整理番号A3-1 除外です。所在地・申請者等は8ページ、位置図は9、11ページです。関市食肉センターの南側、蜂屋川沿いの農地687㎡です。協永産業(株)から自社の敷地の拡張と言うことで、プラスチック製品製造業駐車場として申請が出ております。農地の区分は10ha以上の農地集団で、1種農地。農転許可基準としましては、既存施設の2分の1以内の拡張になりますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

○農林課課長補佐(河村一成君) ここまでの3件についてご意見をいただきたいと思ひます。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりました。ここまでの説明について、委員の皆様のご意見をお聞きします。ご意見のある方はございませぬか。

○議長(野村茂君) 事務局より説明がありました。編入1件の報告、除外1件が許可基準に合致し、除外1件が許可基準に合致しないとのことでした。これに対するご意見はございませぬか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村茂君) それではこの3件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長(野村茂君) 全員挙手のため、この3件につきましては異議なしとして回答いたします。

○農林課課長補佐(河村一成君) 続きまして旧関の中央地区の関地区について審議を行いたいと思ひます。関地区から除外1件、倉知地区から用途区分変更1件、下有知地区から除外4件、小瀬地区から編入1件、除外3件の計10件の審議をお願いいたします。

関地区 整理番号B1-1 所在地・申請者等は13ページに、位置図は14、15ページとなります。桜台へ向かう道の西側の農地1,059㎡、2,029㎡の農地です。内科診療所の駐車場として、申請が出ております。農地区分としては、住宅が連担した区域に近接した10ha以下の農地集団で、2種農地と考えられます。農転の許可基準としては、2種農地ですので、他ではできない事業は許可されるという事で、代替地の検討がされていますので農転の許可基準を満たすと考えます。しかし、地図の15ページを見ていただきたいのですが、関地区のB1-1の青い部分が農振除外されることにより、アドリーム稲口の南の農地が分断されてしまいます。道路と、宅地

雑種地と言う事になりますので、2号要件の、周辺の他の農地と一体的に利用しようとした際に邪魔になる位置にあると言う事で、農地法上問題は無いのですが、農振法上、農振除外ができないと判断します。

倉知地区 整理番号B2-1 所在地・申請者等は17ページ、位置図は18, 19ページになります。農業用倉庫の設置と言う事で、用途区分変更の申請が出ております。農地区分は10ha以下の農地集団で、2種農地です。農転の許可基準としましては、農業用施設は1種農地でも許可されるため、2種農地でも許可されるという事です。

下有知地区 整理番号B3-1~3 所在地・申請者等は21ページに、位置図は22, 23ページです。東海環状自動車道北側の農地3筆です。

整理番号B3-1の案件ですが、建築条件付き分譲住宅として申請が出ております。農地区分としましては、10ha以上の農地集団で、1種農地です。農転の許可基準は1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、住宅その他申請に係る土地周辺の地域において住居する者の日常生活上または、業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、集落接続と言う事で、転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号B3-2の案件です。こちらも建築条件付き分譲住宅で、農地区分は10ha以下の農地集団で、2種農地となります。2種農地でありますので、代替地の検討がされておまして、ここでしか出来ないと言う事で許可されると考えます。

整理番号B3-3の案件です。こちらは分譲住宅で、農地区分としては、1種農地。農転の許可基準としては、先ほどと同じ、集落接続として、許可されると考えます。

整理番号B3-4の案件です。位置図は24ページ。下有知中学校南側の農地で、分譲住宅として申請が出ております。農地区分は、10ha以下の農地集団で2種農地。農転の許可基準としては、代替地の検討がされており、他で出来ない事業として許可されると考えます。

小瀬地区 所在地・申請者等は26ページに、位置図は28, 29ページ。

整理番号B4-1の案件です。編入です。地図としては、28, 29ページです。東海北陸自動車道沿いの瀬尻小学校東側の農地で、除外した事業が頓挫したための編入で、現状、農地性があるため編入可能と考えます。

整理番号B4-1の除外です。所在地・申請者等は27ページに、位置図は28, 29ページ。先ほどの編入の農地の南の農地で、社会福祉及び障害福祉サービス等事業施設の拡張と言う事です。農地区分は10ha以上の農地集団で1種農地。農転の許可基準としては、既存施設の2分の1以内の拡張になり農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号B4-2の案件です。位置図は30ページ。国道418の西側の農地で、食品加工業工場の駐車場の拡張として申請が出ております。農地区分としては1種農地。農転の許可基準としては、既存施設の2分の1以内の拡張により農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号B4-3の案件です。位置図は31ページ。国道156小瀬南交差点の北側の農地で、一般個人住宅(庭)及び進入路と言う事で出ております。農地区分につきましては、10ha以下の農地集団で2種農地。農転の許可基準としては、拡張であり、代替地の検討がされておりますので、他では出来ない事業と言う事で、転用の許可基準を満たすと考えます。

○農林課課長補佐(河村一成君)以上、10件についてご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりました。ここまでの案件について、委員の皆様の意見をお聞きします。ご意見ありませんか。

○議長(野村茂君)ご意見がありませんので、改めてお伺いいたします。事務局の説明では、編入1件の報告、除外7件、用途区分変更1件が許可基準に合致し、除外1件が農振除外の2号要件に合致しないとのことでしたが、ご意見のある方は挙手にて発言をお願いします。

○18番(日置香君)B1-1でしたね。合致しないのは、問題は何でしたか。

○農林課課長補佐(河村一成君)農地が完全に孤立してしまっただけです。

○18番(日置香君)農道があるじゃないの。

○農林課課長補佐(河村一成君)農地集団としての一体性がなくなってしまっただけで、農振除外の2号要件にあたり、ここは落差もあって集団が分断されるような、一体農地が分断されるような農振除外はできないと言う事です。

○18番（日置香君）現実には難しいね。

○農林課課長補佐（河村一成君）はい。

○議長（野村茂君）他にご意見ありませんか。

○4番（井上正隆君）今の件ですが、農振協議会にも色々相談したのですが、右側から降りると言う事で、企業としては今度の農振協議会でもかかるかと思いますが、承認をしたのですが、問題としては右側から降りられるものですから、田んぼに入れるものですから、分断してそのうちに後継者と言うか、やる人がいなくなるとまた荒れてしまう問題にならないですか。

○農林課課長補佐（河村一成君）分断については、中農農林事務所にも確認したのですが分断と言う事になりますので、今後、県協議なりしていく中でやはり、変わっていく案件かという事で、このような判断をしたのですが。

○4番（井上正隆君）別に、田んぼの隣地の人が認めてもらえれば問題ないのではないのでしょうか。

○事務局係長（小森康司君）農地が繋がっている、申請地のこちら側をやってしまうと、繋がってれば営農、耕作をしてもいいと言う人がいても、ポツポツとなっていれば。

○4番（井上正隆君）耕作する人はおらへんて。この近辺は。

○事務局係長（小森康司君）耕作者がいない話とは営農は違うので。

○4番（井上正隆君）まあええわ。農地が荒れていくだけなのでええわ。わかりました。

○議長（野村茂君）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）それではこの10件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、この10件につきましては異議なしとして回答いたします。

○議長（野村茂君）それでは事務局お願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）続きまして旧関の西地区の小金田地区から除外5件、保戸島地区から除外3件、千疋地区から除外2件の10件の審議をお願いします。西地区の広見・池尻地区につきましては除外の申請がありません。

小金田地区 整理番号C1-1 所在地・申請者等は33ページ、位置図は34、35ページになります。県道溝口下白金線の北側の農地です。一般個人住宅及びフォトスタジオの目的で申請が出ております。農地区分は10ha以下の農地集団で2種農地です。農転の許可基準としては、代替地の検討がされており、他では出来ない事業と言う事で、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号C1-2 位置図は36ページです。県道上白金真砂線の南側の農地です。自動車部品輸入販売業事務所と言う事で申請が出ております。農地区分は10ha以下の農地集団で2種農地。農転の許可基準としては、代替地の検討がされており、他では出来ない事業と言う事で農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号C1-3 位置図は36ページです。県道上白金真砂線の南側の農地です。一般個人住宅と言う事で申請が出ております。農地区分は10ha以上の農地集団で1種農地です。農転の許可基準は1種農地の許可基準である集落接続と言う事で、転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号C1-4 位置図は37ページです。248バイパスから津保川台へ向かう道の西側の農地です。歯科等診療所の駐車場として申請が出ております。農地区分としましては、10ha以下の農地集団で2種農地。農転の許可基準としては代替地の検討がされており、他では出来ない事業は許可されると言う事で転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号C1-5 位置図は37ページです。248バイパスから津保川台へ向かう道の東側の農地です。金属型製造業駐車場として、申請が出ております。農地区分は10ha以下の農地集団で2種農地。農転の許可基準は代替地の検討がされており、他ではできない事業は許可されると言う事で転用の許可基準を満たすと考えます。

保戸島地区 整理番号C2-1 所在地・申請者等は39ページ、位置図は40、41ページです。側島集落南の農地です。コンクリート二次製品製造業資材置場として申請が出ております。農地区分は1種農地です。農転の許可基準は既存施設の2分の1以内の拡張になり、農地転用の許可

基準を満たすと考えます。

整理番号C2-2 こちらにつきましては農地法の上、問題あると考えられます。位置図は42ページです。側島集落中央の農地です。飲料水製造加工倉庫と言う事で申請が出ております。農地区分は10ha以上の農地集団で1種農地です。農転の許可基準ですが、1種農地の農地転用の例外規定である地域の農業の振興に資する施設、市街地に設置することが困難又は不適当な施設、特別な立地条件を必要とする事業、隣接する土地と同一の事業の目的に供するための農地転用、公益性が高いと認められる事業等に該当しないため、農地転用の見込みがないと考えられます。

整理番号C2-3 位置図は43ページです。戸田集落中央の農地です。アパレル製品の製造販売業駐車場として申請が出ております。農地区分としましては、10ha以上の農地集団で1種農地となります。農転の許可基準としましては既存施設の2分の1以内の拡張になり農地転用の許可基準を満たすと考えます。

千足地区 整理番号C3-1 所在地・申請者等は45ページ、位置図は46、47ページです。個人住宅（庭）及び進入路として申請が出ております。農地区分は10ha以上の農地集団で1種農地です。農転の許可基準は既存施設の2分の1以内の拡張であり農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号C3-2 位置図は48ページ。主要地方道関本巢線沿い北側の農地です。農地区分は10ha以上の農地集団で1種農地。農転の許可基準は1種農地の農地転用の例外規定で、特別な立地条件を必要とする事業と流通業務施設です。県道の沿道の区域であり、流通業務施設の荷さばき場に該当し、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

○農林課課長補佐（河村一成君）以上10件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。これまでの案件について、委員の皆様の意見をお聞きします。ご意見ありませんか。

○議長（野村茂君）ご意見が無いようですので、改めてお伺いいたします。この9件が許可基準に合致し、1件が許可基準に合致しないとのことでしたが、ご意見のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ご意見もないようですので、この10件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、この10件につきましては異議なしとして回答いたします。

○議長（野村茂君）それでは事務局をお願いします。

○農林課課長補佐（河村一成君）続いて、洞戸地区から除外3件、板取地区から除外1件、武芸川地区から除外4件、用途区分変更1件の9件の審議をお願いいたします。農地法的には、特に問題がある案件はないと考えます。

洞戸地区 整理番号D-1 所在地・申請者等は50ページ、位置図51、52ページです。栗原橋の北東の農地で飲食業駐車場として申請が出ております。農地区分は2種農地。農転の許可基準は代替地の検討がされており、他ではできない事業は許可されますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号D-2 位置図53ページ。飛瀬集会場の東の農地です。一般個人住宅で申請が出ております。農地区分は2種農地です。農転の許可基準は代替地の検討がされており、他ではできない事業は許可されますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号D-3 位置図54ページです。飛瀬集落の南西の農地で清涼飲料水等製造工場ポンプ及び駐車場と言う事で現状の敷地の拡張と言う事で申請が出ております。農地区分は2種農地。農転の許可基準は代替地の検討がされており、他ではできない事業は許可されますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

板取地区 整理番号E-1 所在地・申請者等は56ページ、位置図57、58ページです。白谷体育館北側の農地です。土木建築業駐車場及び資材置場と言う事で現状の敷地の拡張と言う事で申請が出ております。農地区分は2種農地。農転の許可基準は拡張と言う事であり、代替地の検討がされており、他ではできない事業は許可されますので、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

武芸川地区 整理番号F-1 所在地・申請者等は60ページ、位置図は62、63ページです。

高野集落南の農地で、金型製造・加工業駐車場と言う事で現状の敷地の拡張と言う事で申請が出ております。農地区分は1種農地。農転の許可基準は既存施設の2分の1以内の拡張になり農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号F-2 位置図は64ページ。平集落西の農地で、一般個人住宅として申請が出ております。農地区分は1種農地。農転の許可基準は集落接続と言う事で農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号F-3 位置図は65ページ。跡部集落南東の農地で、一般個人住宅として申請が出ております。農地区分は1種農地。農転の許可基準は集落接続と言う事で農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号F-4 位置図66ページ。跡部集落西の農地で自宅の拡張と言う事で自宅への進入路として申請が出ております。農地区分は10ha以下の農地集団で2種農地。農転許可基準としましては、拡張であり、代替地の検討がされており、他では出来ない事業と言う事で、農地転用の許可基準を満たすと考えます。

整理番号F-1 用途区分変更です。所在地・申請者等は61ページ、位置図は62, 67ページです。平集落南の農地で、農業用倉庫及び駐車場と言う事で現状の敷地の拡張と言う事です。農地区分としましては、10ha以下の農地集団で2種農地。農転の許可基準は、農業用施設は1種農地でも許可されるため、2種農地でも許可されると考えます

○農林課課長補佐（河村一成君）以上9件についてご審議をお願いします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。ご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○議長（野村茂君）ご意見が無いようですので、改めてお伺いいたします。ただいまの事務局の説明では、この9件が全て許可基準に合致すると言う事でしたが、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ご意見もないようですので、この9件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長（野村茂君）全員挙手のため、この9件につきましては異議なしとして回答いたします。

○農林課課長補佐（河村一成君）続いて、武儀地区3件、上之保地区1件の4件をお願いいたします。農地法的には、特に問題がある案件はないと考えます

武儀地区 整理番号G-1 所在地・申請者等は69ページ、位置図は71, 72ページです。申請理由としては一般個人住宅で、農地区分としては土地改良の対象となっていない10ha以下の農地集団で2種農地となります。農転の許可基準としては代替地の検討がされており、他では出来ない事業と言う事で許可基準を満たすと考えます。

整理番号G-2 位置図は73, 74ページ。下之保西洞の農地で一般個人住宅の拡張となっております。農地区分は2種農地です。農転の許可基準としては、現状の拡張であり、代替地の検討がされており、他ではできない事業と言う事で農転の許可基準を満たすと考えます。

整理番号G-3 所在地・申請者等は69, 70ページ、位置図は75ページです。下之保上タラキの農地で、プラスチック再生加工業資材置場の拡張となっております。農地区分は住宅が連坦した区域で2種農地です。農転の許可基準としては、拡張であり、代替地の検討がされており、他ではできない事業と言う事で転用の許可基準を満たすと考えます。

上之保地区 整理番号H-1 所在地・申請者等は77~80ページ、位置図は81, 82ページです。上之保小畑前の農地です。太陽光発電施設と言う事で申請が出ております。こちらの案件ですが昨年度、農振除外申請がありましたが、地域の農業の担い手の方の農地集積に影響があるということで農振除外の3号要件に該当しなく除外できなかった案件ですが、今年度は担い手から意見無しで耕作者意見書が提出されているため再度申請されたものです。農地区分につきましては、規模は大きいですが、土地改良の対象となっていない10ha以下の農地集団で2種農地と考えられます。農転の許可基準としては、代替地の検討がされており、他では出来ない事業と言う事で、転用の許可基準を満たすと考えます。1号要件のその事業がすぐに行う必要があるかと言う事です

が、令和2年6月に農振除外された小樽地区の事業について、現在まだ進められていない状況でありまして、同一事業者と言う事で、小樽地区、尾花小畑前地区の両事業の工程表を求め事業の実施の確実性があると言う事で提出済です。

と言う事で、こちらも農振除外の見込みがある、農振除外が出来る案件として考えております。

○農林課課長補佐（河村一成君）この4件ですべての案件は終わりです。ご意見をいただきたいと思います。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

○議長（野村茂君）ご意見が無いようですので、改めてお伺いいたします。この4件について許可基準に合致すると言う説明でしたが、ご意見のある委員は挙手をお願いします。

（「なし」の声あり）

○議長（野村茂君）ご意見もないようですので、この4件について異議なしと回答してよろしいでしょうか。異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（ 過半数以上挙手 ）

○議長（野村茂君）過半数以上挙手のため、この4件につきましては異議なしとして回答いたします。

○議長（野村茂君）次に報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、を議題とします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（小石隆之君）報告1号 農地法第18条第6項の規定による届出について報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、3条賃貸権の設定した土地の合意解約の届出がありましたので、報告させていただきます。議案は17ページになります。

1番の案件 届出地は小屋名地区の畑、595㎡。賃借人は田中勝英です。合意解約成立日は、令和2年9月30日です。

○事務局課長補佐（小石隆之君）以上、報告させていただきます。

○議長（野村茂君）報告第1号につきましては、事務局の報告とおりです。

○議長（野村茂君）本日ご審議いただきました議案はすべて終了いたしました。以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午後12時15分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長

_____ ㊞

9 番

_____ ㊞

10 番

_____ ㊞